「区長への手紙」内容一覧（令和６年６月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
6	17	公道上に設置してある区の広報掲示板の数について、総数および地域別の設置数と管理者を教えてください。	区では、令和６年６月１日時点で、掲示板を京橋地域に１６１基、日本橋地域に１４０基、月島地域に６２基、合計で３６３基設置しており、その管理は広報課が行っています。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
6	3	区長が現職の都知事に立候補を要請したことについて、要請に至った経緯などの詳細を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に出馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。
6	4	職員の懲戒処分について、処分に至った理由や今後の対応を教えてください。今後、このようなことがないことを強く希望します。	職員が不同意性交等罪容疑で逮捕されましたが、刑事責任は問われませんでした。しかし、当該職員の行動が信用失墜を招いたと判断し、区の指針に基づき懲戒処分を科しました。今後、研修などの機会を捉え、綱紀粛正を一層図っていきます。
6	4	区長が現都知事に対して、都知事選へ出馬要請したことには失望しました。まだ立候補もしていない特定の個人に対しての出馬要請は区長の仕事ではありません。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に出馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。
6	11	区長が現職の都知事に次期都知事選挙への出馬要請をしたと報道で見ました。区長の立場を利用して応援することに対してどのように考えているか教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に出馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。
6	14	区長が現職の都知事に対して、次期都知事選への出馬要請したことについて、要請の撤回を求めます。また、要請した経緯を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に出馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。
6	14	区長が現職の都知事に対して、次期都知事選への出馬要請したことについて、要請の撤回を求めます。また、要請した経緯を教えてください。	区長に確認したところ、区長会総会終了後に、区長有志を募って現職の都知事に出馬要請を実施する旨の説明があり、区長自身の意思で賛同したようです。本件は、区長の政治活動に関わることであるため、区政としての回答は差し控えます。
6	19	区で外国人学校に通う子どもがいる家庭を対象に補助金を支給していると聞きました。都は朝鮮学校への補助を廃止していますが、区で補助金を支給していることに疑問を感じます。その他の学校への差別と考えますので、早急に停止を求めます。	日本の公立小中学校では授業料の負担がないため、負担が生じる外国人学校に通う子どもの保護者の負担軽減となるよう、補助金を支給しています。なお、都の補助金は学校に対しての交付となっています。

防災危機管理室

月	日	内容	対応・考え方
6	4	区の街頭消火器を取り囲むようにテーブルや看板を設置している店舗があり、隠れてしまって街頭消火器を見つけることができませんので、対応をお願いします。	当該店舗に対しては、以前より道路上に障害物を置かないよう巡回・指導を行っており、ご指摘をいただいてからも警察署とともに改善指導を行いました。今後も巡回を継続し、当該店舗に対して粘り強く指導していきます。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
6	6	総合スポーツセンターの利用料金が上がりました。なぜ金額が上がったのか、また、中央区民と他区民の利用料金が同じ理由を教えてください。中央区民は割引料金で利用できるようにしてもらいたいです。	料金改定の経緯は、物価上昇や人件費などの高騰により、指定管理者の自助努力のみで経営することが困難になったためです。区では、利用者に対し十分な説明責任を果たすことを条件に、事情を考慮し、料金の改定を了承しました。

「区長への手紙」内容一覧（令和６年６月分）

6	11	中央区の共通買物券を利用させていただき、ありがとうございました。今後も物価の変動に伴った新たな検討を希望します。	令和６年度は、物価高騰の影響が長引く中、区内経済の回復を図るため、ハッピー買物券のプレミアム率を３０％に設定し、販売総額の拡大を図りました。今後も、景気の動向を踏まえた施策を適切に行っていきます。
6	17	区内にある掲示板で、町会が加入の促進を図る内容の掲示をしていました。任意団体である町会が掲示板などで加入のお願いなどをすることは問題ないのでしょうか。	区は町会などが地域コミュニティの核として大変重要なものであるとの認識から、加入促進活動において支援しているため、町会などが加入を促進する掲示を行うことについても問題ないと考えています。
6	17	区の消費者生活センターに相談しに行きましたが、対応した職員が相談の途中で居眠りをしていたのではないかと疑念を持っています。また、性別など任意の回答があるにもかかわらず、年齢を執ように聞くことはやめてもらいたいです。	ご不快の念を与えてしまい申し訳ありません。相談員は居眠りはしていませんでしたが相談中は配慮を怠らないよう指導しました。また、年齢は「全国消費生活情報ネットワークシステム」に入力が必要な項目のため尋ねています。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
6	3	他区では、出産一時金に加えて、区が出産費用を助成しているところもあります。中央区でも検討してもらえませんか。	区では、妊娠期から出産後の子育て期までの全体を通して、経済的負担の軽減を図っており、国においては出産費用の保険適用に向けた議論がされていることなどから、新たに出産費用に対する補助を行うことは、現在は考えていません。
6	5	認可外保育施設の保育料補助について、他区では中央区よりも金額が多いと聞きました。中央区も金額を見直してもらえませんか。	認可外保育施設の補助金は、それぞれの自治体の実情に合わせて、補助制度の趣旨・目的を総合的に判断したものと認識しており、区では、認可保育所の利用者との公平性の観点などから幼児教育・保育の無償化分を上限としています。
6	6	育児休業の取得期間中の保育料が最高額で決定され、保育料算定手続きの書類を提出しましたが期限を過ぎているため対応できないと言われました。対応してください。また、書類提出はインターネット上で手続きできるようにしてください。	税額が確認できない方の保育料は最高額で決定しますが、変更方法に関する手続きのご案内通知を個別に行い、それでもなお年度末までに手続きがない場合は最高額で確定しています。申請受付方法に関する課題は、今後改善するよう努めます。
6	13	楓川宝橋公園に段ボールの家を作り居座っている人がいます。公園設備の近くで喫煙や飲酒をしており、他の人が使用できる状態ではありません。対応をお願いします。	ご指摘の路上生活者については区でも把握しており、警察と合同で行うパトロールなどにより指導しています。路上生活者の人権を考慮すると、強制的に移動させることなどは難しい状況ですが、粘り強く本人の自立に向けた支援に努めていきます。
6	13	鍛冶橋通りの東海道新幹線高架下近辺に路上生活者がいます。近隣に飲食店があるにも関わらず路上で排泄をしており、非常に不衛生です。指導をお願いします。	該当場所である千代田区での路上生活者には、都と特別区が共同で実施している巡回相談事業で週に１回、福祉サービス利用の提案などを行っているほか、道路管理者が巡回し指導しています。ご意見は当該地域を所管する千代田区に報告しました。
6	14	区の認可保育園と区立小学校で感染症に罹患（りかん）した際に提出する書類において、同じ感染症にもかかわらず、登園届は保護者が記入できることに対し、登校届は医師の記入が必要です。同じ基準で取り扱うことはできませんか。	認可保育所では「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、中央区保育園医会と協議の上、登園の目安を設け、病状が回復し、全身状態が良好で集団生活に支障がなくなった際に、保護者の記載により登園届を提出していただいています。
6	17	区内の銭湯で、障害者に対する割引制度を導入してもらえませんか。	障害のある方を対象とする施策は、国や都の動きなどを踏まえ、さまざまな取り組みを盛り込んだ計画などを策定した上で推進しています。いただいたご意見は、障害者施策を総合的かつ計画的に展開していくなかで、今後の参考とします。
6	17	保育園の退園届と区立小・中学校の転校届には、保護者署名欄が１名分しかありません。両親ともに退園や転校することに同意しているか確認する必要があると思いますので、保護者署名欄には２名分の署名を必須としてください。	退所届は、代表して一方の保護者から署名をいただく形としていますが、提出先が園であることから、事前に保護者からの相談を受けており、家庭の状況や退園の理由などを確認しているため、すぐに様式を変更することは考えていません。

「区長への手紙」内容一覧（令和６年６月分）

6	20	子どもの通う保育園から、「区から公園での水遊びは水道などの占有になるため水遊びをしないでほしいと指導があったので、水遊びができなくなった。」と連絡がありました。一律の禁止ではなく、ルールを決めた運用にしてもらえませんか。	公園などでの水遊びは、公共の場であることを踏まえ、譲り合い、節度を持って行うようお願いしています。一方、じゃぶじゃぶ池の利用については、面積が小さく、多数の園が利用すると一般利用の支障となるため、ご遠慮いただいています。
6	26	目に持病があり、細かい文字が判別できないため、区から届いた保険料の振込用紙に通常のものと一括払いのものがあることが分からず、両方支払ってしまいました。紙の色を変えたり、大きく文章を記載したりするなど防止策を取ってもらえませんか。	多く支払った金額は還付します。また、被保険者から見た納付の分かりやすさを追求し、誤解による二重納付のリスクを減らす視点が不十分でした。工程の見直しを行い、「一括振込用紙」であることが明確に分かるよう準備を進めます。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
6	3	産後ケアについて、他区では宿泊と日帰りのケアのどちらでも補助を受けることができますが、中央区では宿泊のケアでしか補助を受けることができません。日帰りのケアでも補助が受けられるよう検討してもらえませんか。	産後ケア事業の日帰り型は実施していませんが、昨年度に宿泊型の充実を図るため、利用費用の助成ができる施設を拡大しました。しかし、さまざまな家庭の事情に対応することが重要と考えており、現在日帰り型の導入も検討しています。
6	11	区内の駐車場や柱の陰などで喫煙している人を多く見かけます。吸い殻も散乱しています。喫煙に対しての指導や注意喚起も必要だと思いますが、喫煙できる場所を増やすことも検討してもらえませんか。	ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙者に対する喫煙中止の指導や指定喫煙場所への誘導を行っていきます。また、引き続き指定喫煙場所の整備を推進していきます。
6	17	晴海区民センター周辺の道で路上喫煙が横行しています。また、マンション居住者専用のバスの運転手が路上に出て喫煙をしています。パトロールなどの対応をお願いします。	ご指摘のバスの運営管理者に連絡し、路上での喫煙禁止を徹底するよう指導しました。また、ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施し、喫煙禁止場所での喫煙を確認した場合は中止を求め、喫煙ルールを守るよう周知していきます。
6	25	築地にある飲食店が、歩道に面した敷地内で利用客に喫煙をさせています。区の条例などに違反していないか確認をお願いします。	ご指摘の店舗に対し、敷地内で受動喫煙を生じさせないよう環境を整備なければならないこと、該当場所での喫煙禁止を徹底することを指導し、対応するとの回答を得ました。また、ご指摘の場所の巡回パトロールを重点的に実施していきます。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
6	3	浜町公園通りと明治座通りのアスファルトに亀裂があります。改修をお願いします。	ご指摘の場所について現地を調査したところ、アスファルト舗装に亀裂が生じている箇所を確認したため、補修します。また、横断歩道の白線が薄い箇所や駐車禁止のオレンジラインの剥げている箇所については、交通管理者へ対応を依頼しました。
6	3	わんわん広場で勝手に飼い犬を抱き上げられて嫌な思いをしました。飼い主に許可なく抱き上げるなどの行為はマナー違反だと思います。マナー違反と思われる行為に対する注意書きなどの掲示をお願いします。	わんわん広場の利用に当たっては、他の犬や利用者の迷惑とならないこと、広場内でのトラブルは利用者同士で解決するなどをお願いしています。区では、さらなる周知を図るため、より分かりやすい内容の看板を設置しました。
6	3	他区と比べ、区内には自転車の乗り入れ禁止場所が多いと思います。もう少し自転車が乗り入れできる公園などの公共の場所を増やしてください。	公園内への自転車の乗り入れは、公園利用者の安全を確保するため禁止しています。また、現状でさまざまな種類の自転車が流通しており、一定程度のスピードが出ることから、一部の種類の自転車に限り乗り入れ可能とすることは困難です。
6	3	あかつき公園にあるターザンロープのある遊具の下の地面にへこみがあり、雨が降ると大きな水溜まりができて遊べません。整備をお願いします。	ご指摘を受け、ポンプでの排水を試しましたが、非常に時間がかかることがわかり、雨天のたびに実施することが困難と判断しました。このため、排水設備を設けることや、遊具を高い位置に設置し、地面を平坦にするなどの改修を検討します。
6	4	区内にある店舗が公道上にテーブルや看板を置いています。対応をお願いします。	当該店舗には以前から道路上に看板やテーブルなどを置かないように指導していましたが、依然として繰り返されていたことから、巡回体制を強化し、関係各所と連携の上、店舗責任者に対し指導しました。

「区長への手紙」内容一覧（令和６年６月分）

6	5	区内の交差点で、ベビーカーを押している保護者の方が、交差点内が坂道状になっているためか移動に苦労していました。改善できるよう検討をお願いします。	ご指摘の場所では、平坦部を作ることにより横断歩道付近がさらに急勾配になり、現状よりも通行しにくくなると考えられます。当該箇所での整備予定はありませんが、今後の道路改修工事や再開発事業などに合わせ順次整備していきます。
6	10	犬の散歩などで浜町公園をよく利用しているのですが、公園内では禁止されているはずの自転車の乗り入れを数多く見かけます。ルールの徹底のために対策をしてもらえませんか。	公園内への自転車などの乗り入れは、看板による周知や警備員による注意を行っていますが、不適切な利用が依然として多く、対応に苦慮しています。ご指摘を受け、巡回の強化や、施設管理者に対してルールの徹底の呼びかけをお願いしました。
6	11	日本橋浜町の歩道でブロックが盛り上がりつまずきやすくなっている場所があります。また、近くの歩道では、水はけが悪くなっている場所もあります。改善をお願いします。	現地を調査したところ、ブロックが盛り上がっている箇所を確認し、一部補修を実施しました。また、水はけの悪い箇所については、雨天時の状況を確認しながら、対応を検討します。
6	11	区内にカラスの飛来が増えているため、燃えるごみの回収時間を午前中にするなど、対策をお願いします。また、そのほかのカラスの被害防止対策も講じてもらいたいです。	燃やすごみは、地域での収集時間の定着により時間の変更は難しいですが、ごみ量の変化により収集ルートの見直しが必要な際はご意見を参考に検討します。カラス対策としては、防鳥ネットの使用やふたのできる容器でのごみ出しをお願いしています。
6	12	勝どき駅を利用していますが、付近のバス停は帰宅ラッシュ時などは非常に多くの人の行き来があり、混雑しているため、たどり着くのも困難です。都に対して、バスの運行経路ごとに停留所を分けるなどの対策を依頼してもらえませんか。	晴海通りの状況については、区も認識しており、歩行者の分散などを目的に人道橋を整備するなど、混雑緩和に向けた対策をしてきたところです。ご指摘の状況や要望については、都と警察署に伝えました。
6	12	区内で毎日同じ自転車が、公道上に放置されています。街の景観が損なわれ、ごみなどのポイ捨ても誘発しているため、対応をお願いします。	ご指摘の場所は都が管理している道路のため、道路管理者に対し、コーンバーの設置など、道路管理上適切な対応を要請します。また、区では放置自転車に対して注意札や警告札を貼付した上で、一定期間残っていた自転車については撤去します。
6	12	区に、不法投棄禁止の貼り紙の交換を要望したところ、設置されていたコーンやバーなどが撤去されました。要望したとおりの対応をしてください。	ご指摘を受け、不法投棄抑止のための警告文を掲示し、コーンとバーを設置しました。
6	12	じゃぶじゃぶ池で、オムツの着用が必要な子どもも遊べるように、水遊びパンツの使用ができるようにしてください。また、区内の公園に日陰エリアの設置を検討してください。	じゃぶじゃぶ池については、令和６年度から、令和元年度の運用に戻し、水遊び用おむつを着用し、その上から水着を着た場合は利用可能とします。また、日陰エリアについては、夏季はパーゴラによしずを張り、日陰となる部分を創出しています。
6	13	楓川宝橋公園に段ボールの家を作り居座っている人がいます。公園設備の近くで喫煙や飲酒をしており、他の人が使用できる状態ではありません。対応をお願いします。	ご指摘の路上生活者に対しては、パトロールを実施した際に荷物を放置しないよう指導するなど対応しています。遊具の設置や夜間の閉鎖管理などの対策を検討していますが、公園の設置場所における制約などにより、検討に時間を要しています。
6	13	区内の植栽や歩道などに、ごみのポイ捨てが増えてきていると感じています。特に晴海周辺などにおける、区の清掃に関する体制や今後の方針について教えてください。	電話にて「区の清掃体制について、ポイ捨てなどの通報を受けた場合は、現地調査やパトロールを実施し、随時清掃や指導を行っている。」旨回答し、理解を得た。
6	13	晴海周辺にキーボックスが設置されていることを区は把握していますか。アートはるみ近くの歩道橋などさまざまな場所に設置されています。無許可で設置されているものでしたら撤去していただきたいです。	キーボックスは無許可で設置されたもののため、各施設管理者で警告書を貼付するなどの指導をしています。区道上で設置されたキーボックスは、警告書を貼付したところ、自主撤去されました。歩道橋は都が管理しているため、対応を依頼しました。
6	14	晴海の区道上にあるポールが外れており、路上に放置されています。危険ですので、対応をお願いします。	電話にて「現地を確認したところ、車線分離標を設置するねじの部分に土砂が堆積しており、設置することができない状況だったため、ねじの取付部分を清掃し、既存の車線分離標を再設置した。」旨説明し、理解を得た。

「区長への手紙」内容一覧（令和６年６月分）

6	14	晴海にある未利用地にコミュニティサイクルの設備を整備してもらえませんか。	ご指摘の晴海二丁目の用地については、都の事業において、周辺の開発状況や土地需要などを勘案し、土地利用が検討されていることから、ポートの設置は難しい状況です。
6	14	区内で道路上の路面標示などの文字や線が薄くなっている場所があります。改修をお願いします。	十字路などの白線が薄くなっている箇所については、順次、白線の引き直しを行っていきます。また、横断歩道などの警察が所管する範囲については、所轄の警察署と情報共有しました。
6	17	晴海五丁目の周辺にはビールケースをリユースに出せる場所がありません。リユースに出せるよう、回収拠点などを整備してもらえませんか。	ビールケースは、酒販の流通ルートの中でリユースが行われています。区で回収拠点を整備する予定はありませんが、返却できない場合は粗大ごみとして処理してください。
6	18	江戸バスを利用しましたが、運転手が車内にいるにもかかわらず、出発時間の５分前になるまで乗車させてもらえませんでした。乗車可能時間が決まっているのであれば、停留所の時刻表に明記してください。	区役所前のバス停では、車内点検の実施や清掃、運行準備などの理由から原則バスの到着後、すぐの乗車はできません。ご指摘のとおり、乗車可能時間が不明確なことから、当該バス停への掲示により周知していきます。
6	25	新富や築地の歩道上に看板が置かれています。対応をお願いします。	ご指摘いただいた公道上の看板について、職員によるパトロールや設置者への指導のほか、警告書を貼付するなどの対応を強化し適正化を図りました。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
6	11	コンクリート強度の検査不良で建設工事を休止していたマンションの建設が再開されています。安全性の確認などは取れたのですか。納得のいく安全対策と周辺住民に分かりやすい説明が必要だと思います。	施工業者と特定行政庁である都がコンクリートの品質や建築物の安全性について十分な協議・検証を行った上で、当該工事が行われていると認識しています。今後も事業主体である再開発組合と施工業者による都との協議状況などを注視していきます。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
6	3	１月に予約した図書がいまだに貸し出されないため、図書館に確認したところ「区では購入していないため、他区に貸し出しを依頼しているが希望者が多く時間がかかっている。」と回答がありました。予約した図書を区でも購入してください。	購入図書などは、内容や著者、出版社の実績などを勘案して選定しています。本件の図書は要望が少なく、他区図書館に蔵書があったため他区からの貸し出しとしました。状況を踏まえ、できるだけ早く貸し出しができるよう手配しています。
6	14	区の認可保育園と区立小学校で感染症に罹患（りかん）した際に提出する書類において、同じ感染症にもかかわらず、登園届は保護者が記入できることに対し、登校届は医師の記入が必要です。同じ基準で取り扱うことはできませんか。	小・中学校、幼稚園の感染症対応は、学校保健安全法に基づき「医師において感染の恐れがないと認めるまで」出席停止とし、解除には、医療機関による登校許可証明書が必要です。保育園はこども家庭庁のガイドラインに依拠しています。
6	14	図書館で子どもに絵本を借りる際に何を借りるか迷ってしまい、借りられないことがあります。他区で実施している、図書館が絵本を選定し無償で定期的に貸し出してもらえる制度の実施を区でも検討してもらえませんか。	ご要望がありました絵本の定期的な貸し出しは実施していませんが、保護者の方が乳幼児のために絵本などを選ぶ手引きとして、絵本の紹介や選書の目安などを掲載した冊子「はじめてであう赤ちゃんえほん」を作成し、図書館で配布しています。
6	17	保育園の退園届と区立小・中学校の転校届には、保護者署名欄が１名分しかありません。両親ともに退園や転校することに同意しているか確認する必要があると思いますので、保護者署名欄には２名分の署名を必須としてください。	転校の届け出は、学校に提出していただいており、提出の際に面談も実施しています。ご指摘の署名欄は、子どもと保護者の同意をもとに、代表者の記名を前提としていることやＤＶ被害などの対策などの理由から変更する予定はありません。

選挙管理委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
6	17	区内にある掲示板で、現職の都知事の顔写真がメッセージとともに掲載されていました。都知事選の事前選挙運動などの問題にならないのですか。	ご指摘の掲示物は、都が令和５年度に実施した「関東大震災１００年町会・自治会防災力強化助成」事業のチラシと推察されます。政治団体などが政治活動用として発行したものではなく、公職選挙法の規制を受けるものではないと考えています。